

『銀行業務検定試験 公式テキスト 年金アドバイザー3級
2019年10月・2020年3月受験用』
誤記のお詫びと訂正のお願い、および追加情報

標記書籍におきまして、内容の一部に誤りがありました。誠に申し訳ありません。お詫びして訂正いたします。

また、内容の一部に追加情報があります。下記のとおり修正してお読みいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

訂正表

◆P. 13 上から7～8行目

- (誤) 年金積立金は、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が厚生労働大臣から委託を受けて管理・運用を行っている。
(正) 国民年金と第1号厚生年金（旧厚生年金）の積立金は、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が管理・運用を行っている。

◆P. 257 問題②(3)の解説

- (誤) 正しい。……遺族厚生年金は支給されない。
(正) 正しい。……遺族厚生年金は支給停止されない。

◆P. 307 上から9行目

- (誤) 通算加入期間
(正) 通算加入者等期間

◆P. 307 図表5-10-2

- (誤) 60歳時点で最初の拠出から10年以上経過
(正) 通算加入者等期間が10年以上*

※ 波線部分につき、図表中「8年以上経過」「6年以上経過」「4年以上経過」「2年以上経過」「1ヵ月以上経過」をそれぞれ、「8年以上10年未満」「6年以上8年未満」「4年以上6年未満」「2年以上4年未満」「1ヵ月以上2年未満」とする。

追加情報

1. 「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う事務取扱（平成31年3月28日）」による手続きの変更により、以下の文章を削除。

◆P. 185 下から8～7行目

- (削除) 前年度の所得で8月から翌年の7月までの支給を決定するため、毎年7月に所得状況届を市町村に提出する。

2. 令和元年度税制改正に伴い、源泉徴収額の取扱いについて以下のとおり変更。

◆P.310 下から8行目以降（計算式を含む）

なお、源泉徴収額は、これまでは「扶養親族等申告書」の提出の有無により異なった計算式および所得税率を用いて計算していたが、税制改正により、令和2年分から同じ税率（5.105%）が用いられるとともに、提出しない場合の計算式が変更された。それぞれの計算式は以下のとおりである。

○「扶養親族等申告書」を提出した場合

源泉徴収税額＝（年金支給額－社会保険料[※]－各種控除額）×5.105%

○「扶養親族等申告書」を提出しない場合

源泉徴収税額＝（年金支給額－社会保険料[※]－公的年金等控除・基礎控除）×5.105%

※ 年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額

以上